

## ボイラー据付け作業指揮者技術研修会案内

平成 18 年 3 月の法令改正により、ボイラー及び圧力容器安全規則第 16 条にボイラー据付け作業指揮者制度が新設されました。

検査対象（小規模ボイラーを除く）になるボイラーの据付け作業については、このボイラー据付け作業指揮者を選任しなければなりません。

ボイラー据付け作業指揮者になるための資格要件については、ボイラー則第 16 条及び関連通達により示されており、一定の経験、研修を義務づけております。

このたび、当協会において下記により研修会を行うことになりましたので、ご案内申し上げます。

## 記

1. 日 時 平成 28 年 2 月 3 日（水）、2 月 4 日（木） 2 日間  
両日とも午前 9 時 15 分から午後 5 時まで
2. 場 所 東京都江東区亀戸 2-19-1  
亀戸文化センター 5F 第 1 会議室
3. 研修内容

|                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| 2 月 3 日（水）<br>9：15～11：45 | ・ ボイラーの基礎                      |
|                          | ・ ボイラー本体及び附属品の据付けのうち鋳鉄ボイラーを除く  |
| 12：30～17：00              | ・ ボイラー本体及び附属品の据付けのうち鋳鉄ボイラーの据付け |
|                          | ・ ボイラーの計装工事                    |
|                          | ・ 配管工事                         |
| 2 月 4 日（木）<br>9：15～11：45 | ・ れんがの特性及びその積み方                |
|                          | ・ 燃焼機器の据付け                     |
| 12：30～15：00              | ・ 煙突・煙道工事                      |
|                          | ・ 法令                           |
| 15：00～17：00              |                                |

4. 講習料
 

|     |          |
|-----|----------|
| 会 員 | 10,000 円 |
| 非会員 | 16,000 円 |
- |     |      |     |         |
|-----|------|-----|---------|
| 函書代 | テキスト | 会 員 | 2,300 円 |
|     |      | 非会員 | 3,300 円 |
|     | 法令集  | 会 員 | 2,000 円 |
|     |      | 非会員 | 2,500 円 |

## 【振込先】

- ・ りそな銀行  
秋葉原支店 普通 0113592
  - ・ みずほ銀行  
上野支店 普通 1216582
- (一社) 日本ボイラ整備据付協会

5. 定員 16 名

6. 申込み方法

別紙申込書に必要事項記載の上、Fax するとともに受講料を振込み下さい。

受付期限 平成 28 年 1 月 20 日（受付期限以降のキャンセルの場合、受講料の返金は致しません）

7. その他

(1) 修了者には修了証を交付する。

(2) 既にボイラー据付け工事作業主任者技術講習修了者は、

ボイラー据付け作業指揮者と認められるので、この講習は不要。

以上

## 申 込 書

(受講者ごとに作成のこと)

1. 受講者氏名 \_\_\_\_\_
2. 生年月日 昭和・平成 年 月 日生
3. 経験年数 年 月  
(ボイラー据付け経歴別添のとおり)

事業場名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ ⑩

## 業 務 経 歴

氏名 \_\_\_\_\_

| 従 事 期 間 | ボイラーの種類<br>最高使用圧力・伝熱面積 |
|---------|------------------------|
|         |                        |
|         |                        |
|         |                        |
|         |                        |
|         |                        |
|         |                        |

(注) 従事期間の合計が3年以上であること。

上記のとおり証明する

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩